

人口問題研究

第二卷 第九號

研 究

婚姻率の運動

岡崎文規

一、婚姻率の安定度

現在の統計研究方法によつて社會現象を觀察する場合、謂ゆる社會法則と稱せられるものも、場所的に、また時間的に運動しつゝあるは確かな事實であらう。これは統計研究方法の不完全であることも原因してゐるかも知れないが、しかし人間の行爲決行の動機を誘發する社會狀態が場所的に差異あること、および同一地域内においても、時間の経過に伴つて運動することに主なる原因があると信ぜられる。このことは社會現象の一種である婚姻の統計的觀察においても明らかに認められるのであつて、例へば同一地域内の婚姻率は、ある期間においては徐々に運動し、またある時期においては激變するのである。

次に婚姻率は如何なる事情の下では如何に運動するものであるか、また婚姻率の運動と他の社會現象の運動との比較、すなはち兩者の安定度の比較が問題となるであらう。婚姻率運動の原因に關する考察は後段にゆづり、こゝでは専ら婚姻率の安定度を問題にしようと思ふ。

ワグナー(Wagner)は、婚姻率と死亡率との安定度について論じたが、拙稿「婚姻統計概說」(本誌第一卷第九號)においてすでに述べた如く、彼は、一見、個人の自由意志によつて決行せられる思ひ思ひの婚姻現象も、これを大量觀察する場合、比較的に自然現象に近いと思はれる死亡率よりも却つて一層安定的である事實を指摘して、社會法則を自然法則視せんとしたのである。われわれは婚姻率の安定度の大小によつて、直ちにこれを自然法則視すべきか否かの問題に深く立ち入ることを避けておきたいが、婚姻率の安定度の大小を測定する一手段として死亡率の安定度と比較することは意義あることと信ずる。そこでわが國の統計資料に基いて、婚姻率の安定度を觀察するために、長期に亘る婚姻率と死亡率との安定度を比較対照してみようと思ふ。

明治三十二年より昭和十三年に至る四十年間の婚姻率と死亡率とともに、その安定度を比較するのであるが、この四十年間における婚姻率と死亡率との運動を一覽しただけでは、次の第一表においてみられる通り、これが一層安定的であるかを見定めることは甚だ困難である。そこで婚姻率

と死亡率について、それぞれ標準偏差を求め、更にこの標準偏差を平均値で除して算出せる變動係數を比較對照することによって、兩者の安定度を容易に決定することが出来るであらう。明治三十二年乃至昭和十三年における婚姻率および死亡率ならびにそれぞれの變動係數を示せば、第一表の如くである。

第一表 明治三十二年乃至昭和十三年における婚姻率

および死亡率ならびに變動係數

	七年 八年 九年 十年 十二年 十三年 十四年 十五年 六年 五年 四年 三年 二年 一年 昭和 十五年 十四年 十三年 十二年 十一年 十年 九年 八年 七年 六年 五年 四年 三年 二年 一年 大正 一年 三年 四年 五年 六年	婚姻率	偏差 標準偏差	偏差ノ平方 標準偏差	死亡率	偏差 標準偏差	偏差ノ平方 標準偏差
明治三十二年	八・七一 (+/- 一・五)	二・四〇八	三一・〇四	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
三十三年	七・七一 (+/- 一・五)	一・五五	〇・一四〇四	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
三十四年	六・四四 (+/- 一・五)	一・四五	〇・〇九八一	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
三十五年	六・一七 (+/- 一・五)	一・三三	〇・一〇一四	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
三十六年	六・一六 (+/- 一・五)	一・三五	〇・〇九八一	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
三十七年	六・一七 (+/- 一・五)	一・三三	〇・〇九八一	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
三十八年	六・一七 (+/- 一・五)	一・三三	〇・〇九八一	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
三十九年	六・一七 (+/- 一・五)	一・三三	〇・〇九八一	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
四十年	六・一八 (+/- 一・五)	一・三三	〇・〇九八一	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
四十一年	六・一九 (+/- 一・五)	一・三三	〇・〇九八一	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
四十二年	六・一九 (+/- 一・五)	一・三三	〇・〇九八一	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
四十三年	六・一九 (+/- 一・五)	一・三三	〇・〇九八一	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
四十四年	六・一九 (+/- 一・五)	一・三三	〇・〇九八一	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
四十五年	六・一九 (+/- 一・五)	一・三三	〇・〇九八一	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
大正 一年	六・一九 (+/- 一・五)	一・三三	〇・〇九八一	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
三年	六・一九 (+/- 一・五)	一・三三	〇・〇九八一	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
四年	六・一九 (+/- 一・五)	一・三三	〇・〇九八一	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
五年	六・一九 (+/- 一・五)	一・三三	〇・〇九八一	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九
六年	六・一九 (+/- 一・五)	一・三三	〇・〇九八一	一・〇四 (+/- 〇・九九)	〇・九九	〇・九九	〇・九九

第一表でみると、この四十年間における平均婚姻率は八・二五、標準偏差は〇・六八三一七であるから、その變動係數は〇・〇八三〇七である。また平均死亡率は一〇・一六、標準偏差は一・〇三九二九八であるから、その變動係數は〇・一〇〇一六である。従つてわが國においても、婚姻率は死

亡率よりも明らかに一層安定的であることがわかる。第一表で明らかである通り、大正七年および大正九年の死亡率は、流行性感冒の猖獗によつて激増し、また昭和六年以降、相當に大なる減少を續けてゐる。死亡そのものは個人の自由意志とは無關係に生起するは確かな事實と思はれるが、しかし悪疫の流行は突如として平均死亡率を著しく攪亂し、また社會衛生施設の改善普及によつて死亡率を漸減させることも可能である。死亡率の變動係數が比較的に大きいのはかかる理由によるものであると思はれる。

これに反して婚姻率もつねに變動はしてゐるが、しかいづれの年次においても、その變動率は死亡率におけるほど大ではない。もつとも明治三十二年には戸籍法の改正によつて婚姻率は激減し、明治四十一年、昭和十二年には戦争の影響によつて、また大正九年には經濟的好況によつて婚姻率はいづれも激増してゐるが、全體を通じてみれば、婚姻率の變動は死亡率の變動の如く甚だしくない。社會狀態の變動が婚姻率に及ぼす影響の比較的に小さいことについては、いろいろの理由を想像することが出来る。まず第一に、事實上の婚姻が行はれても、届出のない場合もあらうし、また婚姻届出の年月と事實上の婚姻年月と一致しない場合もあらうから、現實には社會狀態の變化が事實上の婚姻に相當大なる影響がある場合にも、われわれの觀察對象である法律上の婚姻は、その影響を如實に反映しないであらうといふことが想像せられる。第二に、婚姻そのものは、その性質上、社會狀態の變化によつて影響を蒙ることが比較的に少いのではなからうかとも想像せられる。社會衛生施設が改善せられる場合には、死亡率はそれに對應する程度において直ちに減少し、また惡疫が流行する場合には、死亡率はそれに對應する程度において直ちに增大する傾向あるに反して、經濟界に變動があつても、それに對應する程度において婚姻率が直ち

に増減するか否かは甚だ疑はしい。といふのは經濟の變動は婚姻率に影響を及ぼすところの一要因であることは否定出来ないが、しかし他方において、經濟の變動が婚姻率に及ぼす影響を阻止せんとする他の要因がつねに存在してゐるやうに思はれるからである。しかもわれわれの想像にして誤りがないならば、婚姻率を左右する諸要因のなかで、婚姻に關する社會的慣習は最も強大なる力をもち、且つ比較的に安定的である。すなはち經濟に變動があつても、それに對應するだけの程度において婚姻率が變動しないのは、婚姻に關する社會的慣習は婚姻の決行に對して相當に強力なる支配力をもつてゐるばかりではなく、この社會的慣習は容易に變動せざる性質のものであることに基因してゐると思はれる。

しかし婚姻に關する社會的慣習は地域を異にするに従つてそれぞれ異なる特質をもつてゐるといふ理由から、同一年次における異なる諸地域の婚姻率は、同一地域における異なる諸年次の婚姻率に比較して、ヨリ大なる變動係數をもつてゐると速斷してはならない。婚姻に關する社會的慣習が地域を異にするに従つて著しく異なつてをり、そして各地域の婚姻率も著しき差等ある場合には、その變動係數はおそらく大きいであらう。しかるにこれに反して婚姻に關する社會的慣習が地域的に大した差異がなく、婚姻率にも大した差等の認められない場合には、同一年次における異なる諸地域の婚姻率は、同一地域における異なる諸年次の婚姻率に比較して、必ずしもヨリ大なる變動係數をもつてゐるとはかぎらないであらう。同一年次における異なる諸地域の婚姻率と同一地域における異なる諸年次の婚姻率とを比較して、いづれの變動係數がヨリ大であるかはこれを一般的に確定することは困難である。

二、婚姻率變動の要因

われわれの想像に反して、婚姻率は死亡率よりも安定的であることは、わが國の統計資料によつても明かに認め得るたしかな事實である。しかし、これは婚姻率の不變的であることを意味するものではない。現に第一表においてみられる通り、婚姻率は明かに年によつて變動してゐる。しかもこの變動割合は年によつて相當に大きな場合もある。例へば明治三十二年乃至昭和十三年の四十年間ににおける平均婚姻率は八・二五であるが、明治三十二年の六・七二、明治三十八年の七・三七、明治三十九年の七・三三、昭和八年の七・一三、昭和十三年の七・四六等の婚姻率は平均婚姻率よりも著しく低く、これに反して明治四十一年の九・三五、大正九年の九・七六、大正十年の九・一四、昭和十一年の九・四一等の婚姻率は平均婚姻率よりも著しく高くなつてゐる。

婚姻は、すでに述べた如く、明かに社會現象に屬するものであつて、婚姻率の變動についても、その原因をもつぱら社會學的觀點から説明することが出来るし、またさうすることが至當であるやうに思はれる。婚姻率變動の原因として戦争および經濟の變動がしばしばあげられるのであるが、率は影響を受けるものであることをみのがしてはならない。以下、婚姻率の變動を原因別に觀察しようと思ふ。

イ、戦争と婚姻率の變動

戦時には婚姻適齡期にある壯丁が大量に動員せられ、そして戦後にはその壯丁が一時に復員する結果、戦争によつて婚姻率が大なり小なり攪亂されることは容易に想像され得る。戦争が婚姻率に及ぼす影響の大小はもつばら戦争の規模の大小に依存するものと思はれる。

婚姻率は、普通、戦時中には減少し、戦後に増大すると考へられてゐ

る。しかるに從來の婚姻統計が示すところによれば、戦争勃發の當初においては、婚姻率は却つて上昇し、その後、低下して、戦後に再び上昇の傾向をとつてゐる。戦争勃發の當初において、婚姻率の上昇することは、一見、奇異の感をいだかせるが、しかしこれは戦争の勃發に際して、婚姻數が現實に増加したといふよりは、事實上の夫婦關係にあつた應召者および應召適格者の婚姻届が一時に殺到することに原因してゐると思はれる。

明治三十二年乃至昭和十三年の期間中、わが國が經驗した大戦争は、いふまでもなく、明治三十七、八年の日露戦争と今次の支那事變とである。いま、この兩戦時における婚姻率の變動を觀察しよう。第一表でみると、明治三十六年の婚姻率は七・九六であるが、日露戦争の勃發せる明治三十七年の婚姻率は八・四七に激増してゐる。これは事實上の夫婦關係にあつた應召者および應召適格者の婚姻届が一時に殺到したことによる原因してゐると思はれる。しかるに明治三十八年には、かかる種類の婚姻届は出つくしてしまつて、そして婚姻數は現實に減少したために、婚姻率は七・三七に激減したのである。明治三十九年には、戦後の婚姻增加によつて婚姻率は上昇すべきである。やうに考へられるが、事實はこれに反して七・三一とさらに低下してゐるのである。私の推察にして誤りがないならば、明治三十九年にはすでに婚姻そのものは増加してゐたにちがひない。それにもかゝはらず明治三十九年の婚姻統計にその事實が現はれてゐるのは、事實上の婚姻期日と婚姻の届出期日とは、多くの場合一致せず、わが國においては、この兩期間は平均的にみてほゞ一年もずれてゐるからである。すなはち明治三十九年に婚姻數が増加しても、その結果が婚姻統計に現はれるのは明治四十年以降のことである。婚姻率は、明治四十年に八・八八、明治四十一年に九・三五に激増してゐるのは、この理由によるものであると考へられる。

次に支那事變の婚姻率に及ぼす影響についてみると、婚姻率は支那事變の勃發せる昭和十二年に激増し、翌昭和十三年には激減してゐる。すなはち婚姻率は、昭和十一年には七・八二であつたが、昭和十二年には九・四一に激増し、そして昭和十三年には七・四六に激減してゐるのである。支那事變はいまだ繼續中であり、且つ昭和十四年以降の婚姻統計は、爾後の人口動態統計とともに、公表されてゐないから、その後における婚姻率の變動については説明することは出来ない。

戦争が婚姻率に及ぼす影響は、外國においてもほぼ同様の傾向を示してゐる。例へば第一次歐洲大戰における交戦國の婚姻率を示せば第二表の如くである。

第二表 第一次歐洲大戰における交戦國の婚姻率

年 次	ドイツ	オーストリア	フランス	イタリヤ	イギリス
一九一三年	七・七	七・一	七・五	七・五	七・九
一九一四年	六・八	七・二	五・一	七・〇	八・〇
一九一五年	四・一	四・五	二・三	五・一	九・七
一九一六年	四・一	四・四	三・三	二・九	七・五
一九一七年	四・七	四・八	四・九	二・七	六・九
一九一八年	五・四	五・六	五・五	三・〇	七・七
一九一九年	一三・四	一二・三	一四・〇	九・二	九・九
一九二〇年	一四・五	一三・四	一五・九	一四・〇	一〇・一

第二表でみると、イギリスをのぞけば、いづれの國の婚姻率も戦時中は著しく激減し、戦後において激増してゐる。わが國の経験によれば、戦争勃發の當初においては、婚姻率は、やや増大の傾向を示してゐるが、これららの交戦國の婚姻率は、戦争勃發の當初、すなはち一九一四年において

も、概ね前年の婚姻率よりも幾分低下してゐる。これらの交戦國においては、わが國におけるが如く、事實上の夫婦關係にあつた應召者の婚姻届が一時に殺到するやうな事實は存在しなかつたとみるべきであらうか。この點については確言し得る何らの資料も、また文獻ももち合せてゐないが、この種の婚姻届は、戦争勃發の當初には、相當に殺到したのではなからうか。一九一四年の婚姻率が一九一三年の婚姻率に比較して大した減少を示してゐるのは、戦争の勃發せる八月までは半年の通りに婚姻が行はれたことと、事實上の夫婦關係にあつた應召者の婚姻届が相當の數に達してゐるためには減少すべきである婚姻率をある程度まで阻止する作用をなしてゐるのではなからうかと考へられる。

一九一五年乃至一九一八年における婚姻率は實に著しき減少であつて、一九一三年の婚姻率の半數、國によつては三分の一にも達してゐないのである。第一次歐洲大戰の規模は日露戦争の場合とは比較にならないほど大きいものであつただけ、婚姻率に及ぼせる影響も大きかつたのである。從つて戦後ににおける婚姻率の反動、換言すれば戦後における大量の復員は婚姻流行症を出現し、一九一九年および一九二〇年の婚姻率は戦前の婚姻率よりも遙かに高く、戦時中の婚姻率の三倍乃至四倍にも達したのである。

われわれは、こゝで特に注意しなければならないのは、イギリスの婚姻率の特質である。第二表において明かである如く、イギリス以外の交戦國における婚姻率は、一九一五年以降、戦時中には著しき減少を示してゐるにもかゝはらず、イギリスの婚姻率は、一九一三年の七・九に對して、一九一四年には八・〇、一九一五年には九・七と増加し、一九一六年乃至一九一八年における婚姻率の低下も比較的に輕少である。これは何に原因してゐるのであらうか。グラツエ(Graze)の説明によれば、イギリスにお

いでは、四十一歳以下の未婚男子に兵役義務を課することとしたために、兵役に服することを避けんとする未婚者の婚姻増加によつて、一九一四年および一九一五年には婚姻率が平時よりも却つて増加し、一九一六年以降においても、婚姻率は大して減少しなかつたといふのである。平時にい

ても兵役を回避することは國民の恥辱である。まして戦時において兵役を回避せんとする心情に至つては、われわれ日本國民の到底理解し能はざることであるが、イギリスなればこそ、かゝる事實も存在したのであらう。

最後に、第一次歐洲大戰の如き大規模の戦争にあつては、交戦國の婚姻率が影響を受けるばかりではなく、中立國の婚姻率でさへも、多少の影響をまぬがれることは出來ない。例へば第一次歐洲大戰における中立國の婚姻率を示せば第三表の如くである。

第三表 第一次歐洲大戰における中立國の婚姻率

年 次	デンマーク	ノールウェー	スエーデン	スペイン	スイス	オランダ
一九一三年	七・二	六・二	五・九	六・八	六・九	七・九
一九一四年	六・九	六・四	五・八	六・五	五・七	六・八
一九一五年	六・五	六・四	五・八	六・二	五・〇	六・七
一九一六年	七・二	六・九	六・一	六・六	五・七	七・三
一九一七年	七・〇	七・一	六・二	六・八	六・〇	七・五
一九一八年	七・六	七・八	六・七	六・七	六・七	七・四
一九一九年	八・二	五・九	六・九	八・一	七・九	八・六
一九二〇年	八・八	七・〇	七・三	八・五	九・〇	九・六

第三表でみると、ノールウェーの婚姻率は、戦時中にも減少してゐないが、その他の中立國の婚姻率はいづれも戦争勃發の初期に大なり小なり減少してゐる。たゞ交戦國の如く、中立國における婚姻率の低下は著しくなく、また戦争終結前に、すなはち一九一七年ごろより再び上昇の傾向を示

してゐる。要するに第一次歐洲大戰勃發の初期においては、國際情勢の不安は中立國の婚姻率にも影響を及ぼし、多少の減少を來たしたことは明かである。

四、經濟の變動と婚姻率の變動

經濟の變動と婚姻率の變動との間には一定の關係あることは、すでに早くから、統計學者、經濟學者等によつて注目され、幾多の統計的研究が發表されてゐる。ただ經濟界變動の指標を統計的に現はすには何をもつてすべきかは大いに問題のある點であつて、從來、經濟變動の指標は研究家によつてそれぞれ異なるものが使用せられてゐる。すなはち經濟變動の指標として、古くは穀價の變動が重要視せられたが、その後、外國貿易額の推移、失業率の變動、物價指數等がしばく使用せられてゐる。

經濟變動の指標として、かくも多種多様のものが使用せられ來たつた理由は決して簡単なものではなく、一方においては、經濟變動の指標はただ一つにして、しかもこれでなければならないといふものを理論的に決定することが困難であるとともに、他方において、經濟發展の階梯を歴史的に考慮する場合、經濟變動の指標として異なるものの使用されることは必然的であるやうに思はれる。

といふのは、國民經濟の重心が農業にある經濟狀態の下では、經濟の變動を示す最適の指標は穀價の變動である。従つて古くは婚姻率の變動と經濟の變動との關係を明かにするために、穀價の變動がしばく比較對照の用に供せられたのであつた。しかるに國民經濟の重心が農業より商業或ひは工業に移動するに従つて、經濟の變動を示す指標として、穀價の變動ではその目的に十分副はないために、外國貿易額の推移、手形交換高の變動、失業率の變動等がとり上げられ、婚姻率の變動との比較對照に使用せ

られることになつたのである。

要するに經濟の變動には、經濟構造の變化する場合と、同一經濟構造の内部におけるいはゆる景氣變動の二つがあるから、婚姻率の變動を經濟の變動でもつて説明せんとする場合、經濟變動の指標としてその場合場合の必要に應じて、それぞれ適當と思はれるものが使用されてゐるとみるべきであらう。

婚姻率の變動と經濟の變動との關係に關する從來の諸研究はすでに館學士²⁾によつて詳細なる紹介がなされてゐるから、この問題に深き關心をもつて讀者はその論文を參照せられることをおすすめする。館學士も敍說してゐられる通り、古くは、婚姻率の變動は穀價の變動との關係において考察され、婚姻率と穀價とは逆相關の關係にあること、すなはち穀價の下落する場合に婚姻率は上昇するといふ從來の説に對してオーグル(Oggle)³⁾は婚姻率と穀價とは平行關係にあること、および人口一人當りの輸出貿易が増加する場合、婚姻率も上昇することを論じてゐる。

ある時期においては安き穀價が婚姻率を上昇せしめ、また他の時期においては高き穀價が婚姻率を上昇せしむる理由を、メヨ・スミス(Mayo-Smith)⁴⁾およびワーゲマン(Wagemaan)⁵⁾は經濟構造の變化によつて説明しているが、婚姻は家族の經濟的保證と密接なる關係あることは明かであつて、農業時代には穀物の收穫が豊富にして、その價格が低廉なる場合、國民の經濟生活は安定的であるために、穀價の低落は婚姻率を上昇せしむるに與つて力あつたにちがひない。しかるに農業時代から商工業時代に推移するにつれて、事情は著しく變化し産業活動の伸張は一般に穀價を高めるばかりではなく、生計費のなかで、食物費の占むる割合は、農業時代に比較して大いに減少して來てゐる。そして穀價の高きことは、ある意味にお

いて國民經濟の繁榮を現はすものであるから、婚姻率は、農業時代とは反対に、却つて上昇するのである。

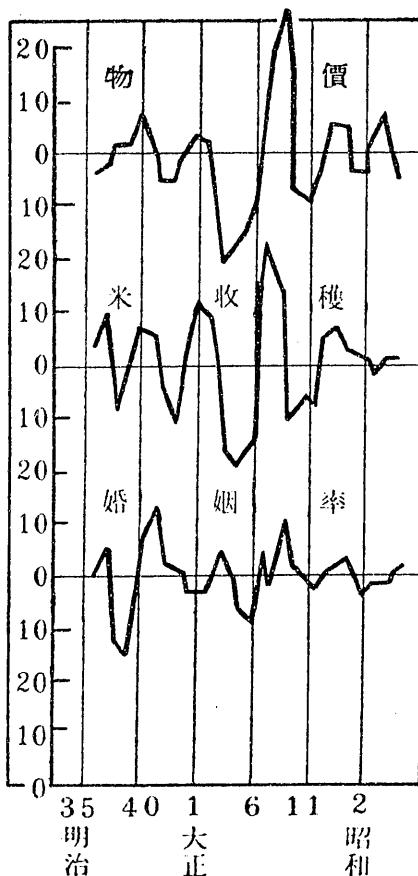
普通、このやうな説明が與へられてゐて、そしてこれはおそらくまちがひなき事實であらう。しかし農業時代から商工業時代に推移せる經濟構造の下において、經濟の變動を示す指標として、穀價がはたして最適のものであるか否かについては問題がある。オーグルが穀價のほかに、人口一人當りの輸出貿易額の變動と婚姻率の變動とを比較對照したのは、おそらくこの點を考慮したからであらうと思はれる。その後、經濟構造の變化に應じて、婚姻率の變動を手形交換高、銀行利率、失業率等の變動と對比する諸研究が發表せられたが、これらはいづれも十分の意義と價値とをもつてゐるものといはなければならぬ。

わが國における婚姻率の變動と經濟の變動との關係をとり扱つた實證的研究としては、館學士の「婚姻及び離婚と景氣變動」を擧げることが出来る。この論文における觀察期間は、明治三十三年以降昭和八年に至る三十三年間である。明治三十三年以前を觀察範圍から除外せる理由として、明治三十二年以前においては、明治三十一年七月より實施せられたる民法および戸籍法の改正によつて婚姻率が特に不規則な變動をなしてゐる年次のあること、および明治十六年より二十年頃までは届出開始早々であつて、資料の信賴度低きことをあげてゐられる。これらの理由はいづれも、もつともなものとして承認されなければならないであらう。

次に婚姻率の變動と比較對照すべき經濟變動の指標として、日本銀行調東京卸賣物價指數と、商工省調玄米價格指數および農林省調米作付一反歩當平均收穫高指數によつて作製せる綜合指數の二種類を使用してゐられる。またその趨勢値は七項移動平均法によつて求め、さらに指數と趨勢値

との關係より循環變動を計算してゐられる。

婚姻率の循環變動と物價又は米價の循環變動との間に如何なる關係が存在するかを、簡単に比較對照するために、それぞれの循環變動をその標準偏差でもつて除し、その結果を圖示してゐられるのであつて、その圖表を示すと左の如くである。



右の圖表によつて、婚姻曲線と物價曲線又は米價曲線との間には、正の相關關係あることを容易に認めることが出来る。しかばその相關度はどう程度のものであるかといふことが問題となる。こゝにおいて、館學士は同時から三年までの時差をまゝけて、婚姻率と物價、婚姻率と米價との間におけるそれぞれの相關關係數を算出してゐられる。

この場合、時差を問題にしてゐられるのは、婚姻の成立と婚姻の届出との間に、ある時間的間隔があるからである。さらにまた明治三十六年より昭和五年に至る長期間においては、わが國の經濟構造に變化があり、明治三十六年より大正五年に至る期間を資本主義經濟の完成した時期、大正五年より昭和五年に至る時期を第一次歐洲大戰の好況期を経過して高度資本

主義時代に入った時期と考へ、別々に相關關係數を算出してゐられる。

その結果によれば、婚姻率と米價との相關關係數は、前期および後期を通じて、時差一年の場合に最も高く、前期において(+)0.515、後期において(+)0.503である。また婚姻率と物價との相關關係數は、前期において時差二年の場合に、後期において時差一年の場合に最も高く、前期において(+)0.505、後期において(+)0.668である。婚姻率と米價との相關は、後期におけるよりも前期においてやや密接であり、婚姻率と物價との相關は、これに反して、前期におけるよりも後期において密接である。館學士はこの事實を「わが國經濟における農業の支配が前期に比して、後期において稀薄となつたこと、すなはち經濟構造の變化に起因する」と、説明してゐられる。

それはともかくとして、館學士の研究によつて、わが國においても、觀察を遂げられたる期間内においては、經濟の變動にともなつて婚姻率も變動するものであること、ならびにその相關度は外國におけるこの種の諸研究の結果とほぼ同一水準にあることがわかる。

最後に、經濟の變動と婚姻率の變動との關係に關するグラス(Glass)⁽⁶⁾の研究は興味あるものと信ぜられるから、それについて簡単に述べておきたい。

彼はイギリスにおける經濟の變動と婚姻率の變動との關係を、一八五一年乃至一九三四年の長期間にわたつて研究してゐるが、この場合、經濟の變動の指標として實質貨銀を使用したのである。イギリスにおいては、周知の如く產業革命が最も早く完成したから、十九世紀の中葉以後における經濟變動の指標として、實質貨銀を使用したこととは十分に意義あることと思はれる、といふのは、產業革命後のイギリスにおいては、實質貨銀の變動

は、質銀労働者の經濟生活と密接なる關係をもつてゐるばかりではなく、國民大衆における經濟的福祉の消長をも反映するに足るものであると考へられるからである。もつとも、イギリスにおいても、經濟變動の指標としての實質質銀の變動は、十九世紀の中葉と、工業の高度化せる現代とは、その重要性に大なる差等あることは認めなければならないであらう。しかしこゝで特に問題にせんとする點は、經濟變動の指標に關するものではなく、彼が普通婚姻率をしりぞけて、特殊婚姻率を使用すべきことを提倡してゐることである。從來、この種の研究には、普通婚姻率が使用され來たつたのである。⁷⁾ いふまでもなく、普通婚姻率は人口千に對する婚姻數であつて、この人自中には、婚姻に關係なき有配偶者および生理的に婚姻能力なき年少者も含まれてゐる。しかるに經濟の變動によつて婚姻の志向を高め、或ひは低める者は、婚姻能力ある無配偶者である。従つて經濟の變動と婚姻率の變動との關係を究めんとする場合には、婚姻數と婚姻能力ある無配偶者との關係において算出せる特殊婚姻率でなければならぬ。

い。

この議論は理論的に正當である。しかし經濟の變動と對比さるべき婚姻率の變動が、普通婚姻率を使用した場合でも、また特殊婚姻率を使用した場合でも、大した差異がないならば、實際上のとり扱ひとして、こと更に特殊婚姻率を使用せず、普通婚姻率をもつて満足出来るであらうといふことも考へ得られるのである。

しかるにイギリスにおける一八五一年乃至一九三四年の婚姻統計資料について、彼が普通婚姻率と特殊婚姻率との變動割合を計算した結果によれば、普通婚姻率においては、二六%に過ぎないが、特殊婚姻率においては實に四〇%に達してゐる。⁷⁾ 増減した婚姻數を婚姻可能の無配偶者と對比し

た場合と、それよりヨリ大なる數の全人口と對比した場合とでは、その變動割合は右の結果の如く大なる差異を生ずるものとすれば、實際上の要求からいっても、特殊婚姻率を使用しなければならないであらう。

理論上からいっても、また實際上からいっても、この場合、特殊婚姻率を使用することは決して容易ではない。といふのは、特殊婚姻率を算定するにあたつては、年齢別および配偶關係別による人口を必要とするのであって、普通、國勢調査を實施してゐる國においても、かゝる統計資料は國勢調査の實施せられた年次においてのみ存在するに過ぎないからである。そして國勢調査は、普通、毎五年又は每十年に實施せられることになつてゐるから、その中間の年次については推算するほかはない。グラスもおそらく國勢調査の行はれた年次以外の特殊婚姻率については、推算の結果を基礎として算定したものと想像せられる。

婚姻可能の無配偶人口を正確に推算することは技術的に甚だ困難であるばかりではなく、わが國の國勢調査においては、事實上の夫婦關係にある者も有配偶者としてとり扱つてゐるから、法律的にみた婚姻可能の無配偶人口を正確に知り得ないことはいふまでもない。従つてわが國における國勢調査の結果を基礎にして、婚姻可能の無配偶人口を推算するには、技術上からいっても、また理論上からいっても、相當に無理をしなければならないことは明かである。

かかる不完全なる推計無配偶人口を基礎にして算定せられたる特殊婚姻率は、いふまでもなく、不精確なものであつて、眞實の値と合致してゐないであらう。従つてある一團の無配偶人口中における婚姻志向發現の烈度を正確に測定せんとする場合、この特殊婚姻率を使用することは危険であ

るにちがひない。しかし同一方法によつて算定せられたる各年次の特殊婚姻率は、おそらく同一程度の不精確さをもつてゐると考へられるから、その目的がある一定期間における婚姻率の變動を比較対照せんとするにある場合には、この特殊婚姻率を使用しても差支へないのでなからうか。

われわれは、いま、婚姻率の變動と經濟の變動との間に、如何なる關係が存在するかを認めんとするのであるから、不精確さの程度は同一であると看做して、國勢調査における無配偶人口に基き、各年次の特殊婚姻率を算定することにした。

そこで第一に問題になるのは、婚姻可能の無配偶人口の範圍を如何にして決定するかといふことである。國勢調査における有配偶者の中には、事實上の夫婦關係にある者も含まれてゐて、ある年齢階級では、相當の數に上つてゐることは、拙稿「特殊婚姻率算定の基礎としての無配偶人口」(本誌第一章第二號)において述べた如くであるが、いま、しばらくこの點を不間に附すことすれば、有配偶者はこの範圍から除外さるべきである。次に未婚者および死離別者については、男子にあつては十七歳未満の者、女子にあつては十五歳未満の者を婚姻能力なき者として除外すべきである。またこの下位限界以上の年齢級にある未婚者および死離別者のなかで、相當に高い年齢級の者はすでに婚姻意欲を放棄してゐるであらうから、これもまた除外するのが妥當であると信ずる。しかし年齢の上位限界を決定することは甚だ困難である。私は便宜上、年齢別婚姻統計に基いて、男子は五十五歳以上、女子は四十五歳以上を婚姻意欲なき者として除外することとした。年齢別婚姻統計によれば、これ以上の年齢級にある者の婚姻數は著しく少いからである。

そこで國勢調査の年次については、男子にあつては十七歳以上五十五歳

未満、女子にあつては十五歳以上四十五歳未満の未婚者および死離別者の合計と婚姻件數とから特殊婚姻率を算定した。また國勢調査の實施された年次については、ただ人口總數の推計したもののみが發表されてゐるに過ぎないが、人口の年齢別および配偶關係別構成は、國勢調査の年次を中心にして、前後二年づつは大して變化なきものと假定し、無配偶人口を推計した。例へば大正七年、八年、十年および十一年の無配偶人口は、大正九年の無配偶率を基礎にして推計したのである。

この方法によつて、さし當り大正七年より昭和五年に至る十三年間の特殊婚姻率を算定した。この期間は、わが國の資本主義が高度に進展した一時期を劃してゐるものと考へられる。そして昭和六年以降における特殊婚姻率の變動については個別に觀察するのが適當であるやうに思はれる。といふのは、昭和六年以後、世界的不況の影響によつて、わが國の產業界は著しく攪亂されたのみならず、滿洲事變および支那事變の續發によつて、資本主義經濟制も准戰時體制より戰時體制へ移行するにつれて、經濟統制の強化によつて、從來の自由主義的色彩を著しく失ひ、こゝに經濟機構の大なる變化がみられるに至つたからである。

右に述べたやうな理由で、まづ大正七年乃至昭和五年における特殊婚姻率と東京卸賣物價指數との間の相關關係を視察することにした。大正七年乃至昭和五年における特殊婚姻率および東京卸賣物價總指數ならびにそれぞれの指數(大正七年乃至昭和五年の平均値を百として、各年の割合を算出したもの)および趨勢値(それぞれの年次の指數を前年の指數で除して百倍したもの)を示せば第四表の如くである。

第四表

大正七年乃至昭和五年における特殊婚姻率および趨勢値

東京卸賣物價指數とそれぞれの指數および趨勢値

大正七年	特殊婚 姻率		指數		趨勢值		東京卸賣 物價指數	指數	趨勢值
	天・六	一〇七六	二四八	九九六	三三一				
八年	天・六	一〇三八	九四一	三三一	一一三〇一	三三・九			
九年	天・七	一〇三七	一二五〇三	二二・六	一一三〇二	三三・九			
十年	天・七	一〇四七	一二六七	二二・六	一一三〇三	三三・九			
十一年	天・七	一〇五〇	一〇五〇	二二・六	一一三〇四	三三・九			
十二年	天・七	一〇五七	一〇五七	二二・六	一一三〇五	三三・九			
十三年	天・九	一〇六一	一〇六一	二二・六	一一三〇六	三三・九			
十四年	天・九	一〇六七	一〇六七	二二・六	一一三〇七	三三・九			
十五年	天・九	一〇七一	一〇七一	二二・六	一一三〇八	三三・九			
昭和二年	天・六	一〇七九	一〇七九	二二・六	一一三〇九	三三・九			
三年	天・六	一〇八三	一〇八三	二二・六	一一三一〇	三三・九			
四年	天・五	一〇八〇	一〇八〇	二二・六	一一三一一	三三・九			
五年	天・五	一〇八七	一〇八七	二二・六	一一三一二	三三・九			
平均	天・五	一〇九三	一〇九三	二二・六	一一三一三	三三・九			

第四表に基いて、相關係數を求めるに、時差をもうけざる場合には(十〇・三〇六一)であるが物價に對して婚姻を一年早めると、(十〇・六八五〇)である。婚姻の成立と婚姻の届出との間には、平均的にみて、一年の間隔があるものとすれば、景氣變動と婚姻率の變動との間には、大體中庸の相關關係があるといふことが出来るであらう。

要するにわが國の婚姻率は、明治三十年代より大正時代の初期に至る期間においては、米價の變動と、また第一次歐洲大戰を経て昭和時代の初期に至る期間においては、物價の變動に對應して、相當に高き正の相關關係をもつて變動したのである。すなはちそれぞれの經濟構造の下において、景氣の變動とともに、婚姻率もまた變動したのであつた。しかるに准戰時體制より戰時體制へ移行せる最近の經濟構造の下においては、婚姻率の變動は、經濟の變動と何らかの關聯あるとしても、從來の如き物價の變動、換言すればいはゆる景氣變動と平行的關係をもたざるに至つたのである。

この中庸の相關關係は、自由主義的な資本主義經濟制が高度の進展を示した大正七年乃至昭和五年においてみられる事實であることを、特に注意しなければならない。いまこゝろみに觀察期間をさらに延長して、大正七年より支那事變勃發當時に至るまでの期間における婚姻率と物價指數との間の相關係數を計算すると、時差をもうけざる場合には(十〇・一五五二・八)、物價指數に對して婚姻を一年早めた場合には(一〇・二四八〇・二)に過ぎな

最近においては、婚姻率の變動に對して、經濟的事情よりもヨリ強力に作用する何らかの社會的事情があるのでなかろうかと想像せられる。

八、戸籍法の改正と婚姻率の變動

婚姻率は、戰爭又は經濟の變動のほかに、戸籍法の改正により、婚姻に關する法律上の手續が變更される場合にも、變動するものである。例へば日露戰爭以前におけるわが國の婚姻率は、大體、八・五見當であつたが、明治三十一年には一〇・七六を示し、翌年には六・七一に激減したが、高野博士は、この事實を「明治三十一年七月より實施せられたる民法および戸籍法の規定が婚姻に關する手續を從前よりも、煩雜ならしめたことが明治三十一年の激減を惹起し、而して此の法律改正を氣構へて從來怠られたる結婚届を急に済したぬことなどが、其の激増を生じたるものと考へらる」⁸⁾といふ、説明してゐられる。

またバイエルンの婚姻統計についても、これと類似の事實がある。すなはちバイエルンにおける婚姻率は、一八六〇年までは比較的に低く、一八四一年乃至一八六〇年の平均は六・五であつたが、一八六一年以後、婚姻率は次第に増加し、一八六九年には一一・四に激増したのであつて、ヤンヘルト(Mombert)の説明に従へば、一八六〇年以前の低き婚姻率は、婚姻に對する法律上の制限が大であつたためであり、その後、法律上のこの制限が一部撤去されるとともに、婚姻率は次第に増加し、一八六八年四月、婚姻に關する法律上の手續が全く簡易になつたために、一八六九年には急激なる婚姻率の増加が生じたのである。⁹⁾

右の二事例によつて明かである如く、戸籍法の改正によつて、婚姻に關する法律上の手續が煩雜になると、婚姻率は減少し、反対に簡易になると、婚姻率は上昇するのである。婚姻成立のために、わが國の戸籍法は各

- 種の實質的要件と形式的要件とを規定してゐるが、この法規が制定せられた當初においては、これらの要件はじつても必要不可欠のものと考へられたにちがひない。私は法律學については全く「外漢であつて、戸籍法にて喙を容れる何らの資格もないが、社會情勢の變化にともなつて爾餘の法律はしばしば改正せられてゐるにまかへはらず、婚姻に關するこれらの諸要件の改正せられたことを未だ耳にしなじることは、われわれ素人にとっては不思議に感ぜられる。わが國の人口國策が婚姻獎勵に向ひつゝあることは、婚姻を促進し得るやうな改正案を考慮する餘地は全くないものであらうが、婚姻に關する法規を改正し、これを運用する場合には、それが婚姻率に影響するところの少くないことを頭におこし、特に慎重なる處置をとることが必要である。
- 1) Guradze, Die Bevölkerungsentwicklung nach dem Kriege. 9. 22.
 - 2) 館舎、荒尾博正、婚姻及び離婚と景氣變動、人口問題第一卷第一號、205頁
 - 3) Ogle, W., On Marriage Rates and Marriage-Age. Journ. of the Roy. Stat. Soc. Vol. LIV. 1890. PP. 225-256
 - 4) Mayo-Smith, R., Statistics and Sociology. P. 100
 - Wagenann, E., Heiratskurve in den Jahr 1. Industrieländern seit 1870. 9. 3
 - 5) 館學士、前H P219
 - 6) Glass, D.V., Marriage Frequency and Economic Fluctuation in England and Wales, 1851-1934. Political Arithmetic by Hogen pp. 251-282.
 - 7) Glass, D.V. ibid. P. 259
 - 8) 高野博士、本邦八日の現在及び將來 P. 41
 - 9) Mombert, P., Studien zur Bevölkerungsbewegung in Deutschland. s.45ff.